

南アルプスにこの事業がくるかわかりません。

# 答弁（農林商工部長）

金丸忠仁議員の質問にお答えします。二点目の農地に対する基本的な考え方について、あります。

ます、農地は農業の基盤であり、国民の食料供給基地であるとの認識のもと、農業振興施策を実施してまいりました。農地は農地として、その本来の目的で有効に利用され

遊休農地の現状であります。二〇〇五年農林業センサスによりますと、現状において耕作されておらず、かつ、引き続いて耕作されないと見込まれる農地、いわゆる遊休農地は、国内においては約三十八万六千ヘクタールあり、耕地面積の九・七パーセントを占めており、二〇〇〇年と比べて四万三千ヘクタール増加しております。

山梨県内では、二〇〇五年で三、二五二ヘクタール、県内の耕地面積の十四・七パーセントを占めており、二〇〇〇年と比べると二九三ヘクタールの増加であります。

南アルプス市内の遊休農地は、二〇〇五年が二六一ヘクタールで市内の耕地面積二、

七八〇ヘクタールの九・四パーセントを占めており、二〇〇〇年と比べると面積で五十七ヘクタールの増加となっています。この遊休農地はまとまって存在しておらず、市内の全域にわたって散在している状況であります。

この遊休農地を解消していくために、国においては平成十七年に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、遊休農地の発生防止と解消を含めて農地の有効利用促進のために担い手への農地の利用集積の促進、耕作放棄地の発生防止・解消のための措置の強化、農地の効率的利用のための新規参入の促進、優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進などを行っていくこととしております。

あわせて、平成十七年には遊休農地解消に向けて農地法農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律を改正しました。しかし、この改正によっても遊休農地が増大する状況から、農地の有効利用を促進するため、所有権と利用権についての法的な改正を含めた、農地施策に関する大きな改革が検討されております。

域の状況に適した対策を推進するため、二十年度に具体的な対策及び解消目標を内容とする県指針を策定し、これに基づいて、各市町村では耕作放棄地を五ヶ年で再生活用する計画・市町村耕作放棄地再生活用計画を策定することとしております。

市町村は策定した市町村計画に基づいて事業推進していくことになります。

南アルプス市でもこの市町村計画を本年十二月を目途に策定し、国県補助金等の活用を検討し遊休農地解消を図つていく考えであります。

ご質問にあります県のモデル事業「企業的農業経営推進支援モデル事業」ではありますが、県が二十年度から実施する「耕作放棄地の再生活用促進総合対策事業」のなかで、昨年度まで実施されていた「地域提案型遊休農地活用促進事業」と同様な県単独補助事業の実施が計画されておりますので、南アルプス市としてはこの事業導入を検討したいと考えております。

なお、山梨県の耕作放棄地対策としては、担い手への農地利用集積による耕作放棄地の解消と、耕作放棄地の基盤整備の推進、及び耕作放棄地の多様な活用も健闘する必要があるとして、農業以外の土地利用では山林への転用、市民農園、家畜放牧などが考えられております。特に本市を含む中北地域においては、耕作放棄地等を活用した市民農園の整備や都市住民のニーズに対応した農業体験メニューづくり、交流拠点施設整備などを支援し、都市と農村の交流を促進していくこととしております。

農家の労力不足、農業者の高齢化などが原因とされておりますが、遊休農地が発生する根本的な原因是、農産物の輸入自由化により価格が低迷し、諸外国に比べて小規模な国内の農家は経営が成り立っていないため、農業離れが進行しているからであります。農業が他産業並みの所得、労働に見合う所得が得られる産業であれば、農家の後継者も育っていくものと考えられます。

このようない中で、根本的な遊休農地解決策は難題が多いものの、わずかでも遊休農地を解消し、周辺の優良農地の良好な耕作環境を整えるため、本市ではいくつかの事業を実施しております。

その一つが、遊休農地の解消を目的として平成十六年の十二月に国の指定を受けました、構造改革特別区、いわゆる特区であります。これによりこれまで農地法では農地の所有権や貸借権の設定には権利取得する農地面積を含めて四、〇〇〇平方メートル以上で無ければ許可されませんでしたが、この特区により概ね国道五十二号線から西側の農地であれば一、〇〇〇平方メートル以上となれば農地の権利を取得した方は、平成十七年一月以降で、二十人おり、四十三筆、約二ヘクタールであります。

また、平成十六年度から十八年度の三ヶ年度においては、市内全域を対象として、県単独補助事業の地域提案型遊休農地活用促進事業を導入し、遊休農地が再び農地として利用できるよう整備して農地の権利移動を行っており、これ

により約五・七ヘクタールの遊休農地が解消されておりました。また、市単独の事業としては、これも市内全域を対象として、遊休農地の売買や貸借により権利移動を行い、再び耕作をしていくことに対しても、平成十五年度から「遊休農地等流動化促進事業奨励補助金」を交付して遊休農地の解消を図っております。

この補助金制度を活用された件数は、本年二月末までで、四十八件であり、解消された遊休農地面積は約八・四ヘクタールとなっております。

なお、十九年度には、地域や民間の発意に基づく遊休農地再生のモデル事例を検討する県単独補助事業であります、「遊休農地再生手法検討事業」を、市内のNPO法人「南アルプスファームフィールドトリップ」が実施する計画であります。

この事業では、遊休農地を活用可能な農地に復旧するための市民レベルでの活動を実践するワークショップを行い、参加者に実際に遊休農地を復元する作業を行つていただき、あわせて遊休農地活用のアイデアを出していただくことと、遊休農地活用フォーラムを開催し、県内の農業に関わるNPO法人の事例紹介や遊休農地解消手法等を話し合うものであります。

市内においても遊休農地解消に向けて市民レベルでの活動がなされるようになっております。

遊休農地の解消は、行政だけでは対応しきれないものであります。このようにNPO法人などの民間レベルでの対応にも期待しているところであります。南アルプス市としてもこのよ

うな活動には積極的に支援していきたいと考えております。このような事業とあわせて、平成六年に開設した「汗かき農園」は、遊休農地の解消と非農業者の方に野菜等の栽培をとおして農業への理解を深めていただくことを目的としており、合併後も継続して運営しております。

また、このたびのクラインガルテン整備計画につきましては、整備計画地の約六割が遊休農地等となつており、比較的遊休農地がまとまって存在している地域であります。

遊休農地を解消するためのハード事業を導入するためにはまとまった地域でなければならず、遊休農地であればどこでも可能というものではありません。そのため、事業導入は概して特定の地域となるざるを得ません。

南アルプス市としては、遊休農地の解消事業についてはこれまで同様に、市内全域を対象として実施してまいりました。

あわせて、農業従事者の高齢化、担い手不足などの状況を考え、地域の状況に応じては農地以外への利用も検討することが必要ではないかと考えます。

そのためには、県、市農業委員会、こま野農協などと連携し、また県農業振興公社の協力を得る中で農地の有効利用を考えてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、お願ひいたします。